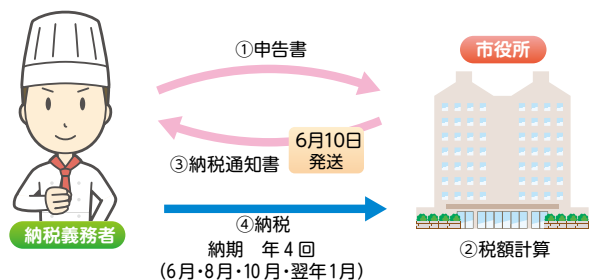


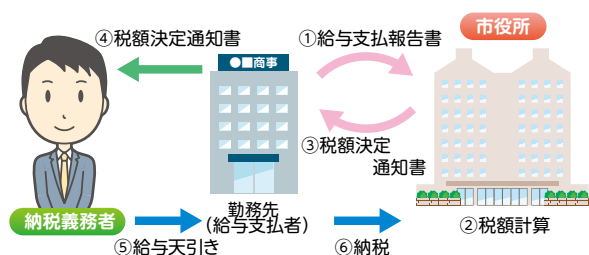
## 納税方法

- ①普通徴収(個人納付)の場合【事業所得者など】  
年4回(6月・8月・10月・翌年1月)の納期です。  
納付書もしくは口座振替で納めてください。



- ②給与からの特別徴収の場合【給与所得者】

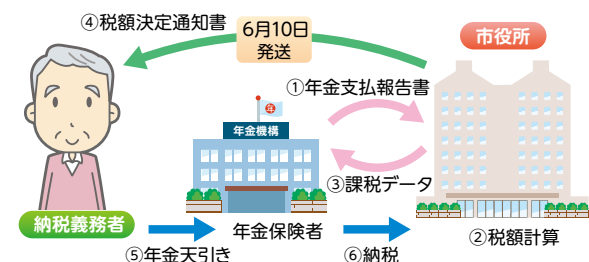
今年度の税額決定通知書は、5月中旬に給与支払者宛てに発送しています。勤務先を通じてお受け取りください。



- ③公的年金からの特別徴収の場合【年金所得者】

前年中および令和6年4月1日において、公的年金の支払いを受けている65歳以上の方が対象です。公的年金の所得に係る市県民税が年金から天引きされます。

※4月・6月・8月に年金から天引きされた額が、今年度の税額を上回る方には、後日、過納金を還付する通知を送付します。



詳しくは市民税課までお問い合わせください。

## 市県民税・森林環境税の 税額決定・納税通知書を 発送します

市県民税は、原則、毎年1月1日現在で市内にお住まいの方が課税対象です。

今年度の「市民税・県民税・森林環境税 税額決定通知書兼納税通知書」は6月10日⑩に発送します。

なお、期限後に所得税の確定申告書を提出した場合は、申告内容を確認後、随時、税額決定通知書または税額変更通知書を送付します。

※税額の計算方法の詳細は、通知書に同封する「市民税・県民税の税額等の明細」をご覧ください。

※令和6年度に実施される定額減税については、減税額を通知書に記載しています。また森林環境税は令和6年度より課税される国税です。

詳しくは市民税課ウェブページをご覧ください。



▲定額減税



▲森林環境税

### ◆市県民税の申告について

毎年、1月1日に市内にお住まいの方は、原則、前年中の所得を申告する必要があります。

申告していない場合は、市県民税だけでなく、国民健康保険税や介護保険料などの決定が正しくできないことがあります。

ただし、次の①～④のいずれかに該当する方は、申告の必要はありません。

- ①確定申告書を提出した方
- ②給与所得のみの方で、勤務先から茂原市へ給与支払報告書が提出されている方
- ③公的年金等に係る所得のみで、扶養、医療費などの各種控除を受けない方
- ④税制上の被扶養者等となっている方

### ◆証明書の発行を開始します

令和6年度の所得証明書、課税証明書については、6月10日⑩から市民税課、本納支所、コンビニエンスストア等で取得できます。

※給与特別徴収、非課税の方は、5月15日⑨から取得できます。

※扶養されている方は、所得状況等により発行開始日が異なります。

※コンビニ等では所得証明書のみ取得できます。

問合せ 市民税課(2階) ☎(20)1577 FAX(20)1609

